

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和 6 年 3 月 1 4 日（木曜日）

総務経済委員会

日時 令和6年3月14日（木曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第44号議案	「質疑・討論・採決」
第55号議案	「質疑・討論・採決」
第56号議案	「質疑・討論・採決」
第57号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（8名）

委員長	竹下修平	副委員長	小林秀徳				
委員	齊藤竜也	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助	山口洋一	鈴木達雄	
議長	長田共永						

欠席委員（1名）

滝川健司

説明のために出席した者

企画部、総務部、建設部、消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美、請井悠人

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において、本委員会に付託されました第3号議案から第8号議案まで、第44号議案及び第55号議案から第57号議案までの10議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第3号議案 新城市庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 名称を変えるということだけであって、昨日、小林部長からお話を伺ったように、新年度になって変えるという理解をしてもいいのかなということです、4月1日から施行しますので。

それで、その基金を一部、1億2千何百万円、今度は取崩しになってるんですが、という手はずをして、4億5,600万円残ってるのは、そのまま、また次のために持っていくという考えということでしょうか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 山口委員の質疑については、委員のお見込みのとおりです。

以上です。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 こちらのほう、現在、約4億5,000万円の積立てがあるということなんですが、名称を変えて、これ以降の目標額というのは決めてあるのかどうか、お伺いします。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 基金の目標額についてですが、普通財産の貸付の賃料、または普通財産の売却等のお金を積み立てていく予定でありますが、予定額というか目標額は決

めてはおりません。

以上です。

○竹下修平委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 先ほど、山口委員の質疑でそのとおりだという回答したんですが、確認だけ。

4億円、今回そのまま持っていくんですけども、当初は、鳳来総合支所の1億数千万円、これはやっぱり高額であるものですから、併せて新年度になると、その分は予算としては取崩しの操作をさせていただくということは、念を押させていただきます。お願いいたします。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 これも、昨日、本会議の質疑の中で、議員から質疑がありました。

若干、正副市長の差を設けてはいかがかというような内容だと理解をしましたが、昨日

の副市長の答弁の中では、真摯な対応をしていくというふうな見解だと理解をしましたが、市長個人として、やはりここで副市長との差を設けるべきだというようなお考えはなかったのかどうか、その点を確認したいと思います。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回の減額の条例ですけれども、まずは、最初に市長を10%減額するという方針でした。そこに、副市長も、やっぱり事務のトップとして責任があるというところで、10%、副市長もやるという方針にしたものであります。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、建部副市長もそれなりに責任の重さがあるので、私も同様のペナルティーを受けるということなのか、ちょっと言い方は悪いんですが、そういうお気持ちで議案提示をされたという理解をすればいいんですよね。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 山口委員、お見込みのとおりでございます。

○竹下修平委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 本会議の質疑でもあったと思うんですけど、この100分の10というやつの根拠みたいなものの話があったと思うんですけど、こちらは基本的には答弁の中では、たしか以前は懲戒免職があったときにこれを適用したと。今回の場合は、複数人いて、その度合いがちょっと下がってるからそれにしたということなんですけど、その議論の中では、それ以外の、例えば御意見とかもあったのかなと思って。要はいつでも懲戒免職じゃないし、今回ののは、何か合わせたんだけど、合わせる根拠みたいなものもちよっとほしいかなと思ったんですが、何かその辺の議論とかはどういったものがあったんでしょう。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 昨日の本会議質疑

の副市長の答弁にもありましたけども、この10%をどうするかというところで庁内の調整をしておりました。最終的には、平成21年と平成25年に懲戒免職処分をした際に、市長、副市長とも10%の減額をしておりますので、そちらに合わせるという形にいたしましたものであります。

○竹下修平委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 ということは、今回みたいな例は今まで、過去なかったということになるんですよね、そういうことですよね。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 そのとおりでございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 確認のためにお答えいただきたいんですけど、非常勤消防団員等というのは何が該当するのか、お願いいたします。

○竹下修平委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 非常勤消防団員等の等につきましては、消防団員及び作業従事

者、これに当たるものでございます。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第44号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 これも昨日の本会議の中であったんですが、11メートル以内を云々という説明を受けました。

問題は、J R 飯田線が通ってますので、あそこから現行の土地から11メートル隔離距離はあるんでしょうか。

○竹下修平委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 J R 飯田線からの距離は、もちろん取れております。

以上でございます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、11メートル以上離れてるという理解でいいんですよね。

○竹下修平委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 そのとおりでございます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お聞きしたのは、近いと、恐らく工事中に全部電車が通過するときに工事を止めるという作業があるので、物すごくお金が実はかかった経験をしていますので、それなら結構です。

○竹下修平委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 アスベスト除去工事一式という形になると思うんですけど、やっぱりデリケートなものだと思うんですが、要は、工事解体が始まってって、いわゆるアスベストの除去に取りかかるという段階になったときって、素人感覚ですけどアスベストが舞い上がるのかなと思います。もちろんそれを除去する際に、特別な処置をすると思うんですけど、周り一帯、地域一帯の方々というのは、それに対して特別に何か歩道が閉鎖されとか、何か生活に一部ちょっと制限をしてもらってやってもらうとか、そういった形の影響はあるんでしょうか。

○竹下修平委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 今回の工事では、アスベスト除去につきまして、そういった市民への影響は特にないということです。

以上でございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第44号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第55号議案 新城市過疎地域持続的発展計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 教育の振興のところの4番、過疎地域持続的発展特別事業で、共育活動支援事業が記載されております。もうちょっと詳しく具体的にこのことについて、教えてください。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 教育の振興の分野になりますけれども、こちらは、鳳来北西部地域自治区予算事業の中の1つとして、共育に関する地域ボランティア活動の報酬として実施を予定しているというものになります。

以上です。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 地域ボランティア活動の報酬ということなんですけど、子どもたちが何らか関わっていくんでしょかね。その辺りもうちょっと詳しくお願いします。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 こちらは、子どもたちが関わることになるんですが、鳳来寺小学校の共有施設の中での関係で、そちらのボランティア活動に従事する方の報酬に関わる部分と聞いております。

以上です。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 段々詳しくなってきました。施設の中のボランティア活動という、もうちょっと具体的にどういったことなんでしょう。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 すいません。より詳細な部分につきましては所管の部署に確認をさせていただきたいと思います。私、今その資料を持っておりませんので、申し訳ありません。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第55号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第56号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第56号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第57号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 確認いたしますけど、有海のほうの関係なんですけど、一般県道富岡大海線道路改築工事に伴うということです。

今回の市道認定のほうの萱刈市道線、それから、萱刈島線というんですか、これ。認定ということなんですけど、昔の資料を見させてもらったら、この路線が市道太郎田線という1本の道でつながってたということなんですけど、今回の県道の整備によって、これ2つに分けてやったというその理由という、改めて市道認定するという理由を教えてください。

○竹下修平委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 委員おっしゃいますように、ちょうどそこを県道富岡大海線が通過

していくんですけども、今回県道工事に伴いまして、市道等の付け替え等を今後実施していくに当たりまして、来年度から付け替える市道についても、買収に入っていきます。なので、そうしたときに、買収にかかりまして租税特別措置法と租税法上のそういう控除が今度適用になってまいりますので、新たに付け替える市道について、新たな路線を認定しまして、今後買収に入っていきたいという、そういった理由で、今回この認定をかけさせていただいております。

○竹下修平委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 以前、市道太郎田線というものがあったのではないかと思うんですけど、それについてはどういう扱いになるんですか、これは。重なってるような感じですけど。

○竹下修平委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 その市道太郎田線につきましても、今現在、認定しておりまして、今後、県道が供用されるまでは二重に認定されるという形で、今の路線についてはそのまま市道として維持管理してまいります。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第57号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、総務経済委員会を閉会します。

閉 会 午前9時20分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 竹下修平